平成24年3月27日水道事業告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、土岐市水道事業(以下「水道事業」という。)以外の者が施工する工事(以下「工事」という。)又はその他の原因により、水道のための送水施設若しくは配水施設又は水道事業の管理に属する給水装置(以下「水道施設」という。)を破損した場合(以下「事故」という。)に、水道施設を破損した者(以下「原因者」という。)に求める損害賠償に係る費用等の基準を定め、もって事故防止を図ると共に水道事業の健全な経営を図ることを目的とする。

(報告)

- 第2条 原因者は、事故が発生した場合、速やかに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長 (以下「管理者」という。)に報告し、事故報告書(別記様式第1号)を提出しなければならない。 (損害賠償に係る費用)
- 第3条 管理者は、損害賠償に係る費用を、次の各号に定める基準により算定し、原因者に請求するものとする。
  - (1) 水道料金 破損による漏水量及び洗管水量の合計を使用水量として土岐市水道事業給水条例 (昭和58年条例第12号) 第27条第1項の表13ミリメートルの項から40ミリメートルまでの項従量料 金の第4段の欄に規定する額の2倍の額に100分の110を乗じて得た額
  - (2) 人件費 事故により出動した職員(管理者その他の執行機関等の職員を含む。)が復旧に要した時間分の人件費相当額
  - (3) 材料費 水道施設の復旧に要した材料の実費
  - (4) 車両使用料 事故の復旧により給水車が出動した場合の使用料として、給水車1台につき 11,000円
  - (5) その他の費用 その他に発生した費用
- 2 前項第1号の使用水量は、配水流量から算出した水量とし、配水流量により算出できないときは、 配水管の口径ごとに別表の1時間当たりの使用水量に漏水及び洗管に要した時間(1時間未満の端数 があるときは、これを切り上げるものとする。)を乗じて算出した水量とする。
- 3 第1項第2号に規定する復旧に要した時間とは、事故報告の第一報を受けたときから復旧に従事した職員が帰庁したときまでの時間(1時間を単位とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- 4 同一の原因者が水道施設の事故を起こした翌日から1年以内の日に水道施設の事故を起こした場合は、前3項により算出した費用の額の2倍の額を請求する。

(損害補償に係る費用の減額)

- 第4条 管理者は、原因者から事前の協議等があったときは、前条第1項第1号の水道料金の2分の1 を免除することができる。
- 2 原因者の求めに応じて事前に立会いし、その指示に従って工事を施行したとき又は事故が原因者の 責によることができないやむを得ない事由によるものと判断されるときは、前条第1項第1号の水道 料金を免除することができる。ただし、工事の立会いを求める場合は、水道事業の指定した日時に限 るものとする。

## (工事費用)

第5条 原因者は、第3条に定めるもののほか、水道施設の復旧工事(以下「復旧工事」という。)に要する費用は、復旧工事を施行した者の請求に基づき、その全額を負担しなければならない。 (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 別表 (第3条関係)

水道管の口径	1時間当たりの使用水量
13mmまで	5 m <sup>3</sup>
13mmを超え20mmまで	7 m <sup>3</sup>
20mmを超え25mmまで	11m³
25mmを超え30mmまで	16m³
30mmを超え40mmまで	30 m <sup>3</sup>
40mmを超え50mmまで	40 m <sup>3</sup>
50mmを超え75mmまで	100m³
75mmを超え100mmまで	170m³
100mm超	別に定める

## (あて先) 土岐市水道事業 土岐市長

(報告者) 氏名 ⑩

事 故 報 告 書

水道施設の破損事故がありましたので、下記のとおり報告いたします。

記

	発生場所	土岐市	市 町			
概況	発生日時		年	月 日	午前•午後	時 分
	作業時間	開始 ~	年 年	月 月	日 時 日 時	分 分 終了
	原因者	住 所				
		氏 名				
		電話				
施設	の種類	管種	<ul> <li>口径</li> </ul>			
事故の状況						

復旧業者名				
	氏名	(	時間)	
従事した職員	氏名	(	時間)	
(従事時間数)	氏名	(	時間)	
	氏名	(	時間)	